

岡山市保健所保健センター従事者派遣業務（単価契約）仕様書（案）

1 業務名

岡山市保健所保健センター従事者派遣業務（単価契約）

2 業務内容

- (1) 派遣労働者は、岡山市保健所保健センター（以下「保健センター」）における、保健師業務（保健師）、妊産婦・母子保健相談業務等（助産師）及び看護師業務（看護師）に従事する。その際、市民に対し親切・丁寧な対応を心がけること。なお、就業場所へは直接出向くものとする。
- (2) 派遣労働者は、業務中常に氏名を記載した名札を着用するとともに、サージカルマスクの着用等、新型コロナウイルス感染症に対する適切な感染防止策を行うこと。
- (3) 派遣労働者は、勤務状況を記載した勤務報告書を月ごとにまとめ、月末に派遣元に提出すること。また、市が求めた場合は、途中経過を報告すること。

3 責任の程度

- (1) 権限の範囲：市職員の指示・監督に従い、適正な保健センター業務を行うこと。
- (2) トラブル・緊急対応：トラブル・緊急時には市・派遣元と密に連絡を取り、必要に応じ警察・救急等への通報等を行うこと。
- (3) 成果への期待・役割：業務に伴う事故の防止と安全確保に万全を期し、スムーズな保健センター業務が行われるよう努める。
- (4) 所定外労働：なし

4 就業場所

北区中央保健センター：岡山市北区鹿田町一丁目1-1 岡山市保健福祉会館内
北区北保健センター：岡山市北区谷万成二丁目6-33 北ふれあいセンター内
中区保健センター：岡山市中区桑野715-2 岡山ふれあいセンター内
東区保健センター：岡山市東区西大寺中野本町4-5
南区西保健センター：岡山市南区妹尾880-1 西ふれあいセンター内
南区南保健センター：岡山市南区福田690-1 南ふれあいセンター内

5 組織単位

保健所健康づくり課（健康づくり課長）

6 派遣期間及び就業時間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

週5日（月曜日から金曜日（祝祭日を除く））

各日8:30～17:15のうち7.75時間（休憩12:00～13:00）

なお、就業時間については変更できるものとし、予定総時間数は11,253時間以内（7.75時間×6人×242日＝11,253時間）とする。

7 派遣者人数及び必要免許

派遣元は、1か所当たり、保健師、助産師又は看護師の免許状を有する1人の労働者を派遣（可能な限り保健師の配置に努め、配置できない場合に助産師、さらに看護師の順に配置）し、契約締結後、速やかに従事者名簿及び免許状のコピーを提出すること。従事予定者が従事できなくなった場合は、直ちに補充要員を派遣するよう調整すること。

8 派遣労働者の条件

- (1) 保健師、助産師又は看護師の免許状を有すること
- (2) 協定対象派遣労働者に限定しないこと

9 派遣労働者の配置

派遣元は、業務内容に従い関係法令を遵守し、岡山市の指示の下に派遣労働者を適正に配置すること。

10 労働法上の責任

派遣元は、本業務処理に当たる派遣労働者の雇用者及び使用者として、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律、並びに労働関係法令による責任を負うものとする。

11 秘密保持等について

派遣元及び派遣労働者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号）（以下「保護条例」という。）を遵守するとともに、この業務の実施において知り得た事項については、他に漏えいし、又は他の目的に使用してはならない。なお、契約期間終了後においても同様の義務を負うものとする。

- (1) 派遣元は、その派遣労働者に対し、その派遣の前において、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を実施しなければならない。
- (2) 派遣元は、その派遣労働者に対し、個人情報を不正に取扱った場合の罰則適用（保護条例第24条、第24条の2及び第25条）について、周知しなければならない。
- (3) 派遣元は、その派遣労働者に対し、個人情報の漏えい等の事故が派生したとき又は個人情報の取扱いに関する疑義若しくは問題が起きたときは、軽重を問わず直ちに派遣先及び派遣元に報告するよう、徹底させなければならない。

12 その他

- (1) 派遣元は、派遣労働者に対する指導・教育を、責任をもって行うこと。
- (2) 派遣元は、適正な保健センター業務を行える者を派遣すること。
- (3) 派遣労働者の交通費及び駐車料金は、派遣元において負担すること。
- (4) 派遣元は、月ごとの就業実績を取りまとめた報告書を作成し、各派遣労働者の勤務報告書の写しを添え、月末を目途に市に提出すること。
- (5) 市は、派遣労働者に対し疑義が生じた場合は、派遣元に協議を求めることができるものとする。

13 連絡先

岡山市保健所健康づくり課 担当 山下
直通電話 (086) 803-1271
ファクシミリ (086) 803-1758